

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	開発許可申請管理システム、 開発登録簿閲覧システム及 び神戸市開発許可区域情報 閲覧システム管理業務	都市局都市計画課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6707	令和8年4月1日	あっとクリエーション株式会社 大阪市北区曽根崎新地1-13-22	2,724,084	本業務の対象となる3つのシステムは、連動した地図情報のライセンス管理、システム間のデータ連携を図るため、一体的なシステムの管理・保守を必要としており、その根本となる開発許可申請管理システムを構築・運用しているシステム開発業者でなければ本業務の確実な履行は難しいため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
2	都市計画情報案内システム 保守運用業務	都市局都市計画課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6710	令和8年4月1日	株式会社パスコ神戸支店 神戸市中央区磯上通4-1-6	15,723,400	本業務は、左記業者が開発し運用している「都市計画情報案内システム」のインターネット配信、データ更新及び当該データを基に作成する都市計画関係図面作成業務であり、使用するシステムやデータは独自の特殊なデータ形式であるので、他社に委託する場合は、別途、共通形式へのデータの変換や表記方法の再調整を行う必要が発生するなど、作業効率、費用効率の両面において効率的ではない。このため、現行システムに係る専門知識や運用ノウハウを熟知し、システム構築から保守まで携わっているシステム開発業者でなければ本業務の確実な履行は難しいため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
3	ポートアイランドの将来ビジョン検討業務に係る委託業務	都市局未来都市推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6684	令和8年4月14日	株式会社アール・エフ・エー 東京都台東区上野桜木1-7-5-103	11,000,000	令和7年度は、これまでの取組みで発掘されたプレイヤーを中心に、沿道店舗や島内住民・企業と連携しながら、1期・2期の各エリア間の回遊性向上・一体感の醸成を目指し、緑道・緑地等の公共空間を活用した社会実験の実施とともに、島内の各エリアの関係者との意見交換やアンケートにより、市民提案のとりまとめを行った。 令和8年度は、市民提案や関連施策を踏まえた将来ビジョンの検討を進めるとともに、持続可能なまちづくりに向けた、地域主体のまちづくり体制の構築を進めるとともに、これまでの取組みで発掘されたプレイヤーを中心に、公共空間を活用した社会実験の実施に向けた支援を行うことで、持続可能なまちづくりを進めた。 本業務を効率的かつ確実に遂行するには、ポートアイランド内のエリアごとの課題や関連施策について熟知するとともに、公共空間を活用した先進的な取組みや地域が主体となったまちづくり体制の構築に関する経験・知見を有していること、併せて、これまでのリボーンプロジェクトの取組みを通して島内関係者との信頼関係が構築されていることが必要不可欠である。 これらの要件を満たすのは、ポートアイランドの設計思想を熟知するとともに、本プロジェクトの初期段階から住民や企業等の島内関係者と良好な信頼関係を築きつつ、国内の複数の地域で類似の取り組み実績を有している当該事業者しかいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
4	令和8年度 神戸市神鉄シニア利用促進パス販売等業務	都市局交通政策課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6720	令和8年4月1日	神鉄観光株式会社 神戸市兵庫区荒田町1-20-2	17,619,834 1,368円/件 1,078円/件	本業務は、販売事務や電話対応等の一般事務だけでなく、駅改札周辺での販売場所の確保やその運営、企画乗車券・販売引換券の引取り及び受け渡し、売上金の会計処理など、神戸電鉄株式会社等と日々連携し調整する必要がある。さらに、神戸電鉄は無人駅が多く、駅での対応や企画乗車券の使い方の問合せも多く、迅速かつ円滑に対応していく必要もある。 左記事業者は、神戸電鉄のグループ会社として、神戸電鉄や各駅の設備等について熟知しており、本業務を円滑に遂行できる唯一の事業者であるため、左記事業者に委託する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
5	神戸市神鉄シーパスワン購入補助申請システム運用保守業務	都市局交通政策課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6720	令和8年4月1日	一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構(TOPIC) 群馬県前橋市大友町1-6-11	4,554,000	本業務を履行できるのは、マイナンバーカードや引換券による本人確認と枚数管理を可能とするシステムを独自に開発・構築し、構成・機能を熟知する左記事業者のみである。このため、迅速かつ確実に業務を遂行できる者は他になく、良好な成果が期待できる左記事業者への委託が不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
6	地域コミュニティ交通キャッシュレス化導入業務	都市局交通政策課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6720	令和8年7月15日	株式会社JR西日本テクシア 兵庫県尼崎市潮江1-1-33	29,535,000	本業務は、路線定期型の地域コミュニティ交通で、利用者及び運行事業者の利便性向上を図るため、新たにキャッシュレスで運賃決済が行えるよう、システム開発及び機器調達を行うものである。地域コミュニティ交通は、主に小型自動車で運行しており、高齢者等の利用が多いので、敬老優待乗車証及び福祉乗車証が処理可能な小型のIC車載端末(交通系ICカードの利用系列)を導入する必要がある。このシステムを導入する上で、既存の交通系ICカードの決済基盤との接続が前提となり、当該決済基盤に関する専門的な技術やノウハウを有する必要があること、加えて小型のIC車載端末の設計及び開発に関する知見及び実績を有していることが求められる。これらの技術や実績等を有するのは当該事業者のみであるため、本業務を履行できるのは当該事業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
7	令和8年度神戸市地域公共交通計画推進業務	都市局交通政策課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6720	令和8年4月7日	一般社団法人 システム科学研究所 京都市中京区新町通夷川下る二条新町717番地	2,706,000	当該事業者は交通事業に関する高い知見と事業者間の調整に関するノウハウを有していることに加え、ワーキンググループ立ち上げ時より運營業務の受託をしており、過年度の協議内容について熟知しているうえ各交通事業者や学識経験者とも良好な関係が築けており、信頼も得られている。また、交通手段別分担率等調査は継続して数値の推移を観察する上で調査方法および計算方法を過年度と同様とする必要があるが、蓄積されたデータやノウハウをもとに継続して分担率の算出などの業務を遂行できるのは、初年度より受託している当該事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
8	旧居留地地区(仲町通)における夜間景観の高質化に向けた点検・改善提案業務	都市局景観政策課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6727	令和8年6月24日	株式会社LEM空間工房 大阪市中央区釣鐘町2-1-7 都住創スパイヤーB2	6,050,000	本業務の取組にあたっては、大丸神戸店をはじめとする地域団体(以下、「地域団体」という。)と連携しながら、行政と民間が目指すべき方向性を共有し、役割分担のもとで一体的に推進していくことが求められる。 当該委託先は、神戸市夜間景観形成実施計画推進委員会の委員、都心三宮デザイン調整会議の委員として参画し、神戸市の夜間景観に関する深い見識を有しており、本市の景観形成方針を十分に踏まえた提案を行うノウハウを備えている。さらに、旧居留地地区における本業務についても、当該委託先は地域特性を的確に把握し、短期間で質の高い創意工夫を発揮することが期待できるほか、地域団体においても当該事業者と相談している経緯があり、地域団体との連携調整を円滑に進めることが可能である。これにより、関係者間の方向性の検討を迅速に進め、本業務を効率的かつ的確に履行することができる。 以上の理由より、当該委託先と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
9	密集市街地における建替え困難な土地の活用促進に係る業務	都市局まち再生推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6730	令和8年6月1日	一般財団法人神戸住環境整備公社 神戸市長田区二葉町5-1-32	3,000,000	非道路土地といった建替え困難な土地の流通につなげるためには、暫定的な土地の取得も含めた土地の再販に関する専門的な知識や技術を有した者と契約しなければならず、権利者間の円滑な合意形成支援も期待できる唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
10	デュオこうべ浜の手公共通路等維持管理等業務	都市局駅まち推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6705	令和8年4月1日	神戸地下街株式会社 神戸市中央区三宮町1-10-1	166,174,625	委託先は、「さんちか」「デュオこうべ山の手」を管理しており、大規模地下街を管理するノウハウを有する。 また、「デュオこうべ山の手」は「デュオこうべ山の手」と接続しており、公共通路の維持管理を効率的に行うとともに、災害等の緊急時に統一的に対応することで利用者の安全性・利便性の確保を図るため、山の手、浜の手を一体的に管理運営する必要がある。左記委託先のみが業務を遂行できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
11	デュオこうべ浜の手照明設備 更新工事設計支援業務	都市局駅まち推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6705	令和8年8月10日	一般財団法人神戸住環境整備公社 神戸市長田区二葉町5-1-32	4,840,000	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条の規定により、本業務の遂行にあたっては、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たす必要がある。 左記委託先は、本市の外郭団体であり、公共工事の発注関係事務の実績が豊富で業務に精通している。また、当該施設の建設にも携わっていることから、現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、本業務を遂行していくために必要な知識と能力を備えているのは左記委託先しかいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
12	神戸市役所本庁舎2号館再 整備事業市民利用空間の検 討支援等業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel:078-984-0241	令和8年4月1日	iop・ユニークエディションズ・WAT共 同企業体 神戸市中央区小野浜町1-4 デザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO)307	9,999,000	本業務は、神戸市役所本庁舎2号館再整備事業において整備される市民利用空間の機能や運営のあり方を検討する業務である。本業務の実施にあたっては、過年度の検討内容を十分に理解し、その内容と一貫性を持った対応が求められる。 当該事業者は、令和7年度に実施した公募型プロポーザル方式で決定した事業者であり、当該業務を的確に実施できるのは、過年度の業務結果を十分に理解している当該事業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
13	元町駅前公共空間再整備に 係る基本計画検討業務(その 2)	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel:078-984-0241	令和8年4月6日	日建設計・山本設計共同企業体 大阪市中央区瓦町3-6-5	3,000,000	本業務にあたっては、駅前の公共空間に備えるべき役割や機能等を整理していく中で地元団体等とのワーキンググループによる対話などを重ねながら、検討を進めることができる事業者には委託する必要がある。当該事業者は、令和7年度に実施した公募型プロポーザル方式で決定した事業者であり、他都市での駅前再整備に関する実績が豊富であり、かつ多方面で実績を有した人員が配置された実施体制であることから、地元団体とともに円滑に計画策定を行うことが期待できる。 さらには、当初段階から策定までの間、一貫したコンセプトのもと同一の設計者が実施する必要がある、効率的・効果的かつ的確に業務を行うことのできる唯一の事業者であるため、当該事業者には委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
14	三宮センター街周辺エリアまちづくり検討会支援業務(その4)	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel:078-984-0241	令和8年4月15日	株式会社アール・アイ・エー神戸支社 神戸市灘区友田町4-4-17	11,000,000	本業務では、再々開発を要する街区を含む難易度の高い建物更新をテーマにしており、再開発事業等の整備手法に精通し、高度な専門的知識や技術、経験が必要とされる。令和5年度には、指名型プロポーザル方式において、再開発事業のコンサルティング業務の全国的な実績や地元地権者との丁寧な対話を軸にした企画提案を評価し、当該事業者を選定している。 当該事業者は三宮センター街周辺エリアの地域の現状や特性を熟知し、検討会立上げまでの過程や検討会での協議の中で地元地権者と地域課題を共有して非常に厚い信頼を得て進めることができていることから、信頼関係の継続性や高度な専門性に基づき合理的に業務を遂行できる唯一の事業者であるため、当該事業者に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
15	センター街東口周辺地上工作物(換気施設)外観デザイン検討業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel:078-984-0241	令和8年4月16日	パンフィックコンサルタンツ・小野寺 康都市設計事務所設計共同体 神戸市中央区明石町48番地	5,203,000	三宮クロススクエア(南側エリア)デザイン検討において、当該事業者は令和5年度のプロポーザルで選定されて以降、三宮クロススクエア等のデザイン検討や工事監督支援業務を継続して担当しており、設計の考え方や検討経緯、工事に伴う変更内容を十分に把握している。 本業務は、過年度から進めている歩道空間の詳細計画と密接に関連しており、設計内容の整合を図りながら、一貫したデザインコンセプトのもとで検討を行う必要があり、効率的かつ効果的に実施できる事業者は当該事業者に限られることから、同事業者に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
16	令和8年度神戸三宮「えきまち空間」におけるエリアマネジメントの支援業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel:078-984-0241	令和8年4月24日	株式会社ティーハウス建築設計事務所 神戸市中央区元町通6-7-10 元町関西ビル503号室	4,986,960	本業務は、神戸三宮「えきまち空間」におけるエリアマネジメント組織の立ち上げに向け、組織体制の検討や関係者との合意形成を行うものであり、地域の現状や特性を十分に把握するとともに、地権者・関係団体等との信頼関係を構築しながら継続的に調整を行うことが不可欠である。 当該事業者は、令和6年度からエリアマネジメント支援業務を受託し、神戸三宮「えきまち空間」エリアマネジメント検討協議会の運営支援などを継続して担当し、地元地権者や関係機関との強固な信頼関係を構築している。 以上の理由により、本業務を効率的かつ効果的に業務を実施できる事業者は当該事業者に限られるため、同事業者に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
17	令和8年度三宮バスターミナルコンセッション事業モニタリング支援業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel:078-984-0241	令和8年5月18日	パンフィックコンサルタンツ株式会社 神戸事務所 神戸市中央区明石町48番地	2,497,000	三宮バスターミナルは、三宮駅周辺に点在するバス停留所を効率的・効果的に集約するため、国が整備する新バスターミナル(Ⅰ期)と同一の事業者が一体的に維持管理・運営を行う。 そのため、開業に向けた事業者との協議・調整においても、国と密接に連携を図りながら一体的に進めていく必要があるため、本業務については国のモニタリング支援業務の委託先と同一の当該事業者に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
18	春日野交差点(交通島)デザイン詳細設計業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel:078-984-0241	令和8年6月16日	ウエスコ・ティーハウス建築設計事務所・LEM空間工房設計共同体 神戸市中央区京町75番1号	3,212,000	当該事業者は、春日野交差点(交通島)デザイン検討において、令和6年度に実施されたプロポーザルにより選定され、その後令和7年度までデザイン検討に携わり、設計の思想や意図を十分に理解している。本業務は過年度業務における設計内容と一体性を持ち、デザイン計画案の深度化を行うものであり、実施に当たっては、設計の思想や意図を十分理解し、関係機関との協議内容についても十分に踏襲した上で、一貫したデザインコンセプトで検討を行う必要がある。以上の理由により、効率的かつ効果的に業務を遂行できるのは当該事業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
19	令和8年度JR三ノ宮新駅ビル南側広場空間他設計業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel: 078-984-0241	令和8年7月1日	パンフィックコンサルタンツ・小野寺 康都市設計事務所・ナグモデザイン 事務所設計共同体 神戸市中央区明石町48番地	37,343,900	本業務は、一貫したデザインコンセプト及び設計内容との整合を図りながら進める必要があり、過年度の検討内容を引き継ぎつつ、関係機関協議を行いながら、設計・検討を進めていくことが求められる。 当該事業者は、令和5年度の公募型プロポーザルにより選定されて以降、継続して本事業のデザイン検討及び設計に携わっており、設計の思想や意図を十分に把握している。 このため、本業務を効率的かつ的確に遂行できる事業者は当該事業者に限られることから、同事業者に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
20	新バスターミナルビル周辺デッキ屋根その他工事 設計意図伝達業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel: 078-984-0241	令和8年7月1日	中央復建・安井設計・JRNC設計共同体 神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル	5,531,900	本業務は、「新バスターミナルビル周辺のデッキ屋根その他工事」において、設計内容を施工に正しく反映させるため、設計者が工事施工者や監理者に対して設計意図を伝えるための業務であり、本業務の性質上、実施設計を行った設計者でなければ適切に実施することができない。 当該実施設計は、三宮駅周辺歩行者デッキ設計競技(コンペ)において最優秀提案に選定された当該事業者が担当しており、当該業務を実施できるのは当該事業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
21	税関線等デザイン詳細設計業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel: 078-984-0241	令和8年7月23日	株式会社日建設計 大阪オフィス 大阪市中央区瓦町3-6-5	27,335,000	当該事業者は、税関線デザイン検討において、令和元年度に実施されたプロポーザルにより選定され、その後も令和7年度まで継続的にデザイン検討や景観デザインコードやみどりのデザイン戦略の策定に携わり、設計の思想や意図を十分に理解している。 本業務は過年度業務における設計内容と一体性を持ち、デザイン計画案の深度化を行い、詳細設計まで行うものであり、実施に当たっては、設計の思想や意図を十分に理解し、関係機関との協議内容についても十分に踏襲した上で、一貫したデザインコンセプトで検討及び設計を行う必要がある。 以上の理由により、効率的かつ効果的に業務を遂行できるのは当該事業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
22	JR三ノ宮新駅ビル南側 広場 空間の整備事業	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel:078-984-0241	令和8年6月30日	独立行政法人都市再生機構西日本 支社 大阪市北区梅田1-13-1	1,382,000,000	本事業を進めるにあたっては、隣接するJR三ノ宮新駅ビルと連携し事業を推進することが必要不可欠であるが、設計および施工時期において調整事項が非常に多岐にわたるため、迅速で綿密な工程調整が必要である。 委託先であるUR都市機構は、JR三ノ宮新駅ビルの共同事業者かつデッキ工事の受託者であることから、周辺工事の状況を踏まえた総合的な調整が可能である。令和11年度のJR三ノ宮新駅ビル開業に合わせた段階的な供用開始を確実に実現するためには、都市施設整備において豊富な実績と高度な技術力・ノウハウを有する都市再生機構のみが本事業を遂行できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
23	令和8年度 神戸新交通三宮 駅舎とJR三ノ宮新駅ビルの 接続に関する設計業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12 Tel:078-984-0241	令和8年9月29日	神戸新交通株式会社 神戸市中央区港島6-6-1	43,571,000	本業務は、既存鉄道施設への影響及び列車の安全運行を考慮したうえで、設計を進める必要があり、本業務を確実に実施するためには、列車運行者である上記鉄道事業者(神戸新交通株式会社)以外に行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
24	令和8年度 多井畑西地区里 地里山活動の行動計画に基 づく体験会等運営業務	都市局地域整備推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6744	令和8年4月1日	公益財団法人ひょうご環境創造協会 神戸市須磨区行平町3-1-18	7,249,000	当該事業者は自然環境保全や里山整備に関する高い知見を有しており、令和4年度には当地区のアクションプランの基礎となる「里山保全・活用計画」や令和6年度には現地活動の基礎となる「里地里山活動の行動計画」を策定した事業者である。企業や市民を対象にした里山再生活動体験会の開催についても計画段階から関わっており、庁内及び学識経験者から高い信頼を得ている。 さらに、本業務は現地で活動している様々なプレーヤーとコミュニケーション等を図りながら各種業務を進めていく必要があり、これまで実施した事業においてもしっかりと連携が取れている。 以上のことから、本業務を円滑に遂行できるのは、当該事業者以外存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
25	垂水駅前東西広場管理業務	都市局地域整備推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6744	令和8年4月1日	TC神鋼不動産サービス株式会社 神戸市中央区脇浜町2-8-20	3,131,040	広場の管理業務は、図書館の利用状況や動線と密接に連動しており、図書館を管理する事業者が一体的に担うことで最も効率的かつ安全に運用できる業務であるから。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
26	新長田大橋地下道・大正筋地下通路及びアスタ新長田歩道橋管理運営マネジメント・維持管理業務	都市局地域整備推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6744	令和8年4月1日	新長田まちづくり(株) 神戸市長田区久保町6-1-1-401	9,097,000	対象施設を活用し地区のにぎわいを創出するには、地域の様々な関係者との密接な関係が必要不可欠である。また、対象施設は、複数の再開発ビルに接続しているため、複雑な建物構造や設備構成を理解したうえで、接続するビルの管理者と調整しながら、本業務を行う必要がある。 新長田まちづくり株式会社は、対象施設と接続する一部を除いた再開発ビルの管理者であることから対象施設の複雑な建物構造や設備構成を熟知している。このため、円滑な維持管理業務を行うことができるとともに、非常時の復旧対応を速やかに行うことができる。 また、対象施設を活用した企画・運営業務を実施するにあたり、対象施設の管理者として、道路施設としての制限を理解しながら、歩行者の安全性の確保実施することができる。 以上の業務遂行上必要な特性を備えた事業者は、新長田まちづくり株式会社以外には存在しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
27	新長田地下通路におけるアート作品の制作及び設置業務	都市局地域整備推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6744	令和8年4月1日	NPO法人芸法 神戸市 長田区駒ヶ林町2-4-1	2,684,000	当該事業者は、長田区に拠点を置き若手アーティストの活動支援を行っている。前年に作家候補および作品案提案業務を委託し、庁内及び地元調整を実施のうえ作家及びアート作品案を決定したところである。当該事業者は決定した作家と作品案のコンセプトを共有したうえで、制作に関する各種調整、材料の調達及び作家への支給、設置施工の実施を委託できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
28	土地地積更正登記及び境界 確認業務(長田区高取山町2 丁目)	都市局用地活用推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6751	令和8年7月6日	土地家屋調査士三嶋裕之 神戸市中央区八幡通3-2-5	3,633,300	当該地において令和7年度に実施した「平面図作成業務」の成果を基礎として、本業務を行う。本業務を行う事業者は、「平面図作成業務」の受託者であり、現地踏査や復元測量、地権者調査等を行い、現地に精通し、かつ本業務遂行上の課題等を熟知している。本業務を行う事業者以外では、成果内容の検証や測量の再確認等に相当の期間及び費用を要する。以上の理由から、本案件は競争入札に適さず、当該事業者でなければ、本業務を円滑かつ着実な業務遂行ができない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
29	鈴蘭台駅北地区土地区画整 理事業にかかる建物等補償 額再算定業務 令和8年度第 2回	都市局用地活用推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6759	令和8年9月24日	阪神測建株式会社 神戸市中央区楠町6-3-11	2,530,000	本件業務は、令和6年度に実施した建物等移転補償額算定業務について、令和8年度単価への入替(再算定)を行うもので、当初の積算根拠などの膨大な基礎データとの整合性を維持する必要がある。これらの詳細な調査データを保有しているのは当初の算定業者以外になく、仮に他の業者を競争に付して選定した場合、再度の立入調査や資料の再作成が必要となり、多額の追加経費が発生する。したがって、再算定という業務の性質上、適正かつ円滑な事業執行を図るため、同社を契約の相手方とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
30	新長田駅前広場再整備ランド スケープデザイン監修業務	都市局工務課 神戸市中央区浜辺通2-1- 30Tel:078-595-6770	令和8年9月1日	ワイズランドスケープこと吉武宗平 大阪府豊中市東泉丘3-4-C119	3,300,000	本業務は、設計意図の確認や設計の検討状況を踏まえるとともに、関係機関との協議等により生じる新たなデザイン検討を行うものである。業務を円滑かつ適切に履行するためには、過年度のデザイン計画の意図や経緯を十分に理解し、一貫性をもって対応する必要がある。このため、本業務は当該デザイン計画の立案者に委託する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
31	施設管理小修繕に係る設計及び施工等業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6777	令和8年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6-9-1	18,000,000	本業務の性質的に、施設の日常管理とこれまでの修繕履歴に精通した上での設計・施工及び利用者との調整が必要不可欠であり、競争入札に適さない。 委託先は、各施設の日常管理を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
32	西区文化センタービル管理業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6777	令和8年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6-9-1	42,681,881	委託先は、同ビルの4階から6階を都市局から借り受け、テナント誘致する等の運営を行っている。また、ビル内の共用部分に係る管理業務については、各施設の管理者が委託先候補に委託されており、一体的な管理体制が構築されている。このため専用部分と共用部分を一体的かつ効率的に管理することが可能である。これにより施設全体の維持管理の合理化や利用者に対するサービス水準の向上が期待できる。以上より委託先は本業務を円滑かつ適正に遂行し得る唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項に該当)
33	ユニバープラザ管理業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6777	令和8年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6-9-1	37,274,614	本施設においては、区分所有法に基づき委託先が管理者として選任され、建物全体の管理事務および保存行為を行う法的権限を有している。管理者は共用部分の管理代表者であり、その権限に基づく業務は委託先以外の事業者では代替困難である。また、委託先は建物の竣工当初から管理業務に従事し、施設特性、安全管理、関係機関との調整等に関する知識・経験が蓄積されており、施設管理及び適正な運営を確保するうえで必要不可欠である。以上のことから、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
34	港島ふれあいセンター管理業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6777	令和8年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6-9-1	26,626,894	本件業務は、施設の性質上、地域住民をはじめとした利用者への対応など、中立的な判断が必要であるとともに、緊急時の対応、修繕の必要性の判断、安全確保など現場で臨機応変に迅速に対応する必要がある。 、隣接する港島立体駐車場集会所との一体的な管理体制を確保するとともに、当該施設を利用する地元地域団体との調整が不可欠である。 委託先は、現在、港島立体駐車場集会所を本市から借り受け、同施設の管理運営を担っており、日頃から地元地域団体等と密接に連携しながら事業を実施している。このため、港島ふれあいセンターとの一体的かつ円滑な管理運営を図ることが可能であり、地域の実情に応じた適切な対応が期待できる。加えて、両施設を一体的に活用することで、地域コミュニティの活性化やまちづくりの推進など、より高い地域貢献効果が生じることが見込まれる。これらの理由により、当該事業者は本業務を的確かつ継続的に実施し得る唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
35	向洋東駐車場管理業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6777	令和8年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6-9-1	10,963,000	本施設は埋立地に立地する地下駐車場であり、当該施設の特性を踏まえたうえでの日常管理及び設備管理等が必要不可欠である。委託先は、平成4年の駐車場開設以降、本施設の管理業務を行っており、日常の維持管理を通して、本施設の構造・設備状況・故障傾向・補修履歴を熟知している。また、委託先候補は近隣の地下駐車場の運営も担っており、地下構造駐車場に特有の課題への対応経験が豊富で、現場での臨機応変な対応が可能である。 加えて、本施設は建設局からの管理許可を得て行っている業務であり、行政手続きや施設管理に関する経緯を理解している事業者である必要がある。委託先は長年にわたりこれらの管理許可手続きを適切に履行しており、制度面の理解も深い。 以上のとおり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
36	六甲アイランド地下駐車場設備等改修に係る設計及び施工業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6777	令和8年4月14日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6丁目9番1	142,900,000	令和6年度に締結した「六甲アイランド地下駐車場設備等改修に係る設計及び施工業務委託契約」(変更契約により履行期限は令和8年3月末)において、委託先は各駐車場のLED化更新工事に係る設計業務を実施し、本委託業務と技術的に密接な関連を有している。また、委託先は本施設の管理運営を担っており、日常の維持管理を通じて設備状況や補修履歴を熟知していることから、各駐車場の特性を踏まえた施工が可能である。さらに、工事実施に伴う利用者等への連絡調整についても、既存の管理体制を活用することで円滑かつ適正に行うことができるため、効率的な業務遂行が見込まれる。、委託先は本業務を適正に実施し得る唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項に該当)
37	ユニバープラザ地下1階駐車場LED化工事に係る設計及び施工等業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6777	令和8年4月7日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6-9-1	18,318,656	委託先は建物の管理代表者であるとともに、都市局専有部においてもビル管理業務を受託していることから、施設特性、安全管理、関係機関との調整等に関する知識・経験が蓄積されている。日常の維持管理を通じて設備状況や補修履歴を熟知していることから、本施設の特性を踏まえた施工が可能である。さらに、工事実施に伴う利用者等への連絡調整についても、既存の管理体制を活用することで円滑かつ適正に行うことができるため、効率的な業務遂行が見込まれる。以上の理由から、委託先は本業務を適正に実施し得る唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項に該当)
38	有野16団地西ビル耐震補強にかかる実施設計及び施工等業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6777	令和8年5月18日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6-9-1	96,000,000	有野16団地西ビルは神戸市と各戸による区分所有ビルであり、上記委託候補者が市より1階テナント区画を借り受け、サブリースや施設の管理を行っており当ビルの状況を詳細に把握している。また、竣工当初から市の委任を受けて当ビルの理事会に管理組合事務局として参画し、令和7年度においては西ビル耐震補強における耐震診断・基本設計を行い、テナントや住民との間に立って綿密な調整を行った経験があることから円滑で効率的な業務が期待できるのは上記委託先に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
39	かりばプラザ仮設トイレ設置等業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6777	令和8年8月18日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6-9-1	3,388,000	本業務の履行においては、業務の特性上、仮設トイレの設置にあたりプラザ内の既設インフラの敷設状況やテナントとの調整を踏まえ、設置箇所を検討する必要がある。そのため、かりばプラザ全体の既設インフラの整備状況や利用状況を熟知した上で、業務を遂行していく必要があるため、競争入札には適さない。かりばプラザリニューアル事業は、かりばプラザを運営する(株)こうべ未来都市機構との役割分担のもと、密に連携しながら取り組んでいる。今後、集会所棟の改修工事に伴い、集会所のトイレが使用できなくなるが、かりばプラザ利用者への影響を最低限とするため、仮設トイレの設置が必要となる。 仮設トイレの設置には、既設汚水桝への接続や電源確保に加え、入居テナントとの円滑な調整を行うことが必要不可欠である。(株)こうべ未来都市機構はプラザ全体の管理運営を行っていることから、既設インフラの敷設状況を熟知しており、入居テナントとの密な調整が可能である。 加えて、仮設トイレ設置期間中の清掃等管理はかりばプラザ全体の管理と合わせて、(株)こうべ未来都市機構が行う予定であり、責任分界点を明確にするためには、設置者と管理者が同一事業者であることが望ましい。したがって、(株)こうべ未来都市機構は本業務を円滑に遂行できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
40	須磨パティオD・E 駐車場管理運営業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6777	令和8年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6-9-1	36,989,700	本事業は、こうべ未来都市機構が運営する須磨パティオ駐車場の一部として駐車場運営を行うものであり、こうべ未来都市機構が継続して管理運営を行うことで、新たな設備投資や工事の必要がない。これにより、業務期間内のサービスを低下せずに切れ目ない駐車場運営を実施できるため、業務の性質や目的が競争入札に適さないことから、特命随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
41	神戸ポートアイランドあおぞら農園の管理運営業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6777	令和8年4月1日	タイムズ24株式会社 東京都品川区西五反田2-20-4	8,712,000	委託先は、令和4年5月に行った見積合せにより選定され、同社が設計・整備した施設である。本駐車場は、同社が構築したシステムをもとに料金徴収や利用者対応などを行っており、他社には運営ができないため、引き続き委託先候補に本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
42	ポートアイランド港島南町6丁目駐車場管理運営業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6777	令和8年4月1日	株式会社ファクティブ 東京都武蔵野市境2-7-1 2階	20,000,000	委託先は、令和3年12月に実施した市民農園の整備・管理運営業務に関する公募型プロポーザルにより選定された企業連合体の構成事業者であり、令和4年8月の開設当初より管理運営を行っている。本公募においては、契約期間は協議のうえ決定するものとし、毎年度契約更新することとしていた(令和9年3月末まで)。同社は施設及び設備、作物の生育状況を熟知しているとともに、運営当初から改良を重ねた同市民農園内の土壌に対する知見を持っている。今後も継続して良好な管理を行っていくためにも、同社に本業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
43	西神戸地区産業団地に係る境界協定補助業務	都市局産業団地整備課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6791	令和8年7月8日	株式会社ジャパックス 神戸市東灘区本山中町4-2-3	3,300,000	本業務は、西神戸地区産業団地整備事業における事業区域内外の境界確定に関し、従前に実施された測量および境界確認資料をもとに、未了である地権者および道路・河川管理者等との筆界確認書等の締結を円滑に進めることを目的とし、法務局資料調査、公共用地境界確定協議依頼書等必要な書類作成、関係地権者説明への同行等を行うものである。 業務の確実な遂行には、関係機関や地権者等との協議、調整の豊富な経験や用地事務等の専門知識が必要であり、その性質又は目的が競争入札に適さないため随意契約とする。 上記に加え、本業務は従前業務との連続性および一貫性の確保が不可欠であり、当該境界状況等について深く精通していることが業務遂行上極めて重要である。 以上より、従前業務の実績を有し、対象区域の境界状況等に精通している委託先が本業務を最も円滑かつ確実に遂行できると判断されるため、特命随意契約とする。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
44	令和8年度神戸複合産業団地南地区整備に係る地盤リスク検討業務	都市局産業団地整備課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6791	令和8年7月9日	一般財団法人建設工学研究所 神戸市灘区鶴甲1-3-10	90,167,000	本業務は、切土のり面及び盛土箇所において現在工事中の造成工事の進捗に合わせて、現地の地盤等の状況を確認したうえで土質特性を踏まえた適切な対処方法を提案するとともに、造成計画上の地盤リスクの発現に備えた対処方法の提案を行うものである。本業務では、周辺地域の土質特性等の幅広い知識の蓄積に基づく評価・検討が必要な専門性の高い業務であり、土質特性(神戸層群)から造成(切土・盛土)のメカニズム等までの深く幅広い知識の蓄積に基づく評価が必要である。 委託先は神戸の西部地区から西宮、宝塚方面にかけた、六甲山系南斜面の地域を土砂災害から守るための研究を長期に渡り行っており、その地域で開発事業を行う地方自治体や工事請負業者に対し、研究により蓄積された知見を用いて土砂災害を起こさないための助言・指導を行っている。 過年度の地質調査により、本業務範囲は隣接する神戸複合産業団地の地盤条件と同様のものであることが確認され、委託先は神戸複合産業団地の造成時から継続的に市への助言や長大法面の動態観測を実施しており地盤状況に精通しており、さらに、令和4年度～令和7年度実施の本業務において、現地の地盤特性の把握が出来ており、解析による予測も実施している。 以上より、委託先は当該地域に関するこれまでの知見や過年度の業務内容を理解したうえで、本業務を実施し、十分な成果を上げることができる唯一の団体である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
45	令和7年度環境影響評価事後調査に係る審査会対応支援業務	都市局産業団地整備課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6791	令和8年9月16日	株式会社長大神戸支店 神戸市中央区小野柄通5-1-27	3,344,000	本業務は、「令和7年度 西神戸ゴルフ場の転活用に係る環境影響評価事後調査業務」で作成した事後調査報告書および概要版の公告・縦覧支援を行うとともに、今年度に開催される環境影響評価審査会における審議対応支援を行うものである。 業務の確実な遂行には、環境影響評価に関する専門知識と豊富な経験が必要であり、その性質又は目的が競争入札に適さないため随意契約とする。 加えて、令和7年度事後調査業務に関する経験及び深い理解が不可欠であることから、事後調査業務を実施した委託先が本業務を最も円滑かつ確実に遂行できると判断されるため、特命随意契約とする。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
46	企業価値分析業務	都市局総務課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 Tel:078-595-6694	令和8年9月1日	合同会社デロイトトーマツ 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング	5,098,500	本業務は、外郭団体である神戸ハーバーランド株式会社の非公開株の1株あたりの価値を分析し報告書を作成するため、高度な専門性と豊富な経験が必要な業務である。 本事業者は、令和4年度に企画調整局調整課が契約した「外郭団体に係るガバナンス・経営力向上支援等業務」の選定事業者であり、当該契約内にて、神戸ハーバーランド株式会社の経営診断および株式価値分析業務を行っているため、同社に対する一定のノウハウ・見識を持っていることから、本業務において、短期間のうちに正確に適切な企業価値の分析を行うことができる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)